第四十七回	十六億千四百四十三万円	十六億千四百四十七万千二百八十三円	〃	〃
第四十八回	三十億六千百十万円	三十億五千四百四十四万三百二十五円	〃	〃
第四十九回	十四億千七百三十三万円	十四億千四百五万四千八百五十八円	〃	〃
第五十回	十二億二百八十六万円	十二億十二万八千三百五十六円	〃	〃
第五十一回	二十二億二千二百万円	二十二億千六百五十九万九千七百八十五円	〃	〃
第五十二回	十五億四千四百八十九万円	十五億四千百五十六万六千三百四円	〃	〃
第五十三回	十三億九千五百六十八万円	十三億九千三百十二万二千百九十八円	〃	〃
第五十四回	二十二億八千二百七十万円	二十二億七千七百七十二万二千七百四十四円	〃	〃
第五十五回	十五億千七百二十八万円	十五億千三百八十万二千八十九円	〃	〃
第五十六回	九億四千九百五十六万円	九億四千七百四十万三千五百九十四円	〃	〃
第五十七回	十七億二千七百八万円	十七億二千二百八十八万二千六百二十一円	〃	〃
第五十八回	二十一億七千六百四十一万円	二十一億七千百七十三万九千四百二十九円	〃	〃
第五十九回	四十七億八千三百八十万円	四十七億七千五百五万八千七百三十二円	〃	〃
第六十回	二百四十四億千二百八十六万円	二百四十三億六千三十三万六千七円	〃	〃
第六十一回	三千五百九万円	三千五百二万千三百十二円	〃	〃
第六十二回	千六十万円	千五十八万十六円	〃	〃
第六十三回	十万円	九万九千八百二十二円	〃	〃
第六十四回	百十万円	百九万八千二百二十八円	〃	〃
第六十六回	千二百万円	千百九十八万六千五百四十八円	〃	〃
第六十七回	二千百万円	二千九十七万九千九百四十一円	〃	〃
第六十八回	二万円	一万九千九百八十六円	〃	〃
第七十二回	四億四百九十一万円	四億四百九十万六千六百八十円	〃	〃
第八百一回	三億五千五百二十万円	三億五千四百四十八万五千八百二十五円	〃	〃
第八百二回	五千四百五十万円	五千四百四十二万四千十二円	〃	〃
第八百三回	一億四千三百二十万円	一億四千三百五万八千四百七十五円	〃	〃
第八百四回	一億三千百四十一万円	一億三千百三十五万七千六百六十四円	〃	〃
合計	九百八十三億六百七十万円	九百八十一億千六百六十一万六千二百九十七円		

○財務省告示第百六十六号

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第四条第二項の規定により発行する第二十八回特別給付金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

平成二十八年五月三十日

財務大臣　麻生　太郎

寸法	全体	縦二百二十二ミリメートル 横二百八十四ミリメートル
	本券	縦百十ミリメートル 横二百八十四ミリメートル
	賦札	縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ	
	「財務省印」の白すきちらし	
表面	彩紋、唐草模様及び「賦札」の文字	暗い赤色
	地模様	青色
	「記名」、記号の文字、財務大臣の印章及び渡し期を表わす文字	赤色
	「日本政府」の文字	白抜き
	番号及びその他の文字	黒色
裏面	彩紋、唐草模様及び文字	暗い赤色
その他	各賦札に切取り用刷り目打ち	

（備考）　第二十八回特別給付金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。